

役員選任規約（案）

平成11年5月19日 施行

平成18年4月1日 改正

令和5年〇月〇日 改正

（目的）

第1条 本組合の役員を選任は、中小企業等協同組合法及び定款に定めるもののほか、この規約の定めるところにより行う。

（役員を選任）

第2条 任期満了に伴う役員を選任は、その任期が満了する日の30日以内又はその日の後10日以内に行う。

- 2 補欠のための役員を選任は、これを行うべき事由が生じた日から2ヵ月以内に行う。
ただし、欠員数が定数の3分の1以内の場合は、次の総会まで補欠のための選任を行わないことができる。

（役員を選任定数の地域別配置）

第3条 役員を選任定数は、別表に定める地域等ごとに理事会の議を経て配置する。

（推薦委員の選出）

第4条 推薦会議の推薦委員を選出する場合は、理事長はあらかじめ地域ごとに定められた組合員に、選出の日時及び選出の方法を通知し、推薦委員を選出するよう指示する。

- 2 前項の通知を受けた組合員は、推薦委員選出後速やかに、推薦委員の氏名及び住所を記載した書面を理事長に提出するものとする。

（推薦委員の任期）

第5条 推薦委員の任期は、2年とする。

（推薦会議）

第6条 推薦会議は理事長が召集する。

- 2 推薦会議の議長は、推薦委員のうちから互選する。
- 3 役員候補者の推薦は、役員を選任を行う総会会日の15日前までに、役員候補者の氏名及び住所を記載した書面を推薦会議の議事録とともに理事長に提出して行わなければならない。
- 4 前項の推薦は、理事及び監事を区分して行わなければならない。
- 5 推薦会議は、役員候補を推薦する場合は、あらかじめ役員候補者の承認を得ておかなければならない。

(書面による推薦会議の開催)

第7条 役員欠員が生じ、その補充のために役員の選任を行う場合、前条に基づく推薦会議は、これを書面により行うことができる。

ただし、役員定数の3分の1を超えて欠員が生じた場合には、この限りではない。

(理事会の開催等)

第8条 第4条の規定により役員候補者の推薦を受けた理事長は、推薦会議で決定された役員候補者の名簿を作成し、総会提出議案として理事会に諮り、その議決を得なければならない。

2 前項の議決を得た役員候補者名簿は、総会の開催通知の議案書類として組合員に対して送付しなければならない。

(総会における役員選任の議決)

第9条 役員選任の議決は、様式第1号の投票用紙により無記名投票によって行う。ただし、出席組合員の過半数の同意がある場合には、この限りではない。

(書面による議決権の行使)

第10条 組合員は、役員の選任について書面をもって議決権を行使しようとするときは、総会会日の前日までに組合に対し、投票用紙及び様式第2号の投票用封筒の交付を請求することができる。

2 組合は、前項の請求があったときは、投票用紙及び投票用封筒を交付しなければならない。

3 組合員は、前項により交付を受けた投票用紙に賛否を提示し、これを投票用封筒に封入し、総会会日の前日までに組合に到達するように提出しなければならない。

4 理事長は、第1項の規定により投票用封筒が提出されたときは、総会会日の日までこれを誠実に保管し、総会の場で議長に引き渡さなければならない。

(投票管理人)

第11条 役員選任を投票により行う場合は、総会において投票管理人を選出する。ただし、役員候補者は、投票管理人となることができない。

2 前項の投票管理人の数は、原則として3人以上とする。

(開票結果の報告)

第12条 投票管理人は、投票を点検し、その結果を議長に報告しなければならない。

(投票の無効)

第13条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) 賛否の確認のし難いもの

別表（理事）

地域等
北海道
東北
関東
中部
近畿
中四国
九州
員外

別表（監事）

地域等
北海道・東北
関東
中部・近畿
中四国・九州
員外

〔様式第1号〕

（表）

投票用紙	
------	--

（裏）

賛成	反対
…… 該当欄に○印を つけて下さい。 ……	

〔様式第2号〕投票用封筒

（表）

投票用紙在中

（裏）

印

付則

1. 本規約は、平成11年5月19日より施行する。
2. 設立当時の役員の任期が、最初の通常総会の終結時まで、と定められているため、推薦委員についても同様とする。

付則

1. 第7条は平成18年4月1日から改正する。

付則

1. 第1条、第3条、第4条及び第6条の改正、第7条から第11条までを2条ずつ繰り下げる改正、第6条の次に第7条及び第8条を新設する改正及び繰り下げた新第9条の改正については、令和5年〇〇月〇〇日から施行する。